

(要望項目)

(1) 市内中小・小規模企業に対する業務発注率の維持向上並びに公共事業予算の安定的な確保と確実な執行について（継続）

新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、市内中小・小規模企業はその影響が大きく、業種、事業規模を問わず、事業継続と雇用維持を図ることが大変厳しい状況におかれております。

当市における公共調達においては、従前より公平性・公正性・競争性を維持しつつ、「島田市地元企業優先発注に関する実施方針」に基づき、市内業者の受注機会の維持・向上に取り組んで頂いておりますが、地域経済活性化や激甚災害等の対応の際に力を発揮する地元建設業界が、その能力を維持しつつ、保有する技術が次世代に伝承され、健全に発展していくためにも、市内業者のより一層の積極的活用を引き続き要望致します。

また、小売業等においても、一般物品の購入並びに各種業務委託契約に係る市内業者に対する発注率の維持向上に努めて頂きたく引き続き要望致します。

併せて、当市では、今後「市役所新庁舎整備事業」や「旧金谷庁舎跡地利活用事業」、「島田第一小学校改築事業」といった大型事業が実施されますが、景気を下支えする公共事業予算の安定的な確保と確実な執行について引き続き要望致します。

(回 答)

市内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が見受けられ、昨年5波による緊急事態宣言解除後においても感染の拡大が想定より長く続いたことから、多くの市民及び事業者の社会経済活動への影響がまだまだ及んでいると考えております。

本市においては、従前より地元企業の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的として、「島田市地元企業優先発注等に係る実施方針」を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内中小・小規模企業への受注機会の維持・向上に努めております。

また、災害時においては、応急・復旧活動を迅速に展開するために地元企業は不可欠な存在であると考えていることから、地元建設業界等の健全な発展にも資するよう、引き続き建設業及び小売業等に係る市内事業者への優先発注に努めてまいります。

併せて、市役所新庁舎整備事業等の大型事業につきましては、令和4年度予算における公共事業予算等を通じて、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向け、着実に実施できるよう計画的な事業進捗を図ってまいります。

(要望項目)

(2) 市内中小・小規模企業への波及効果が高い企業誘致について (継続)

市におかれましては、当市の企業立地上の優位性に加え大井川の豊富な地下水を活かし、市内への企業誘致を積極的に図って頂いておりますが、国道473号線の4車線化、国道1号バイパス(佐夜鹿～野田)の4車線化、国道473号バイパス(金谷御前崎連絡道路)の新設事業によって、当市の交通アクセスの利便性は向上し、企業立地上の優位性は益々高まっていくと考えられます。

そうした中で、新東名島田金谷IC周辺地区内に工業用地の整備が進められ、令和元年度は自動車部品製造業2社の進出が決定し、順次工場の操業開始に伴い、工場建設、備品の発注や仕入・外注等において市内業者を利用していく計画であると伺っております。また、令和3年度以降は、堤間第2期工区や牛尾山地区についても企業誘致を目指していくとのことですが、市内中小・小規模企業への発注及びビジネスチャンスが幅広い分野で期待出来る、裾野が広くより波及効果が高い企業を優先して誘致して頂きたいと引き続き要望致します。

(回答)

本市では、新東名島田金谷インターチェンジ周辺開発を市の重点プロジェクトに位置付け、「稼ぐ拠点」として企業進出が図られるよう道水路などの基盤整備を進めております。

併せて、島田市土地開発公社において、工業用地の造成・販売を手掛けており、令和元年度には堤間地区第1期工区、令和3年度には堤間地区第2期工区の事業者を決定したところです。進出を希望する事業者の選定にあたっては、「地元への波及効果」や「市内企業に与える効果」など、市内企業への発注等の波及効果が高い企業であることも審査項目の1つとしています。

既に堤間地区第1期工区の2区画は各企業に用地を売却し、うち1区画については、工場の操業を開始しているところです。

今後、造成・販売を計画している牛尾山地区工業用地等につきましても、地域経済に波及効果が及ぶような企業の誘致を目指し、誘致活動を行ってまいります。

(要望項目)

(3) 島田市地域産業振興事業費補助金に係る予算額の確保について(継続)

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を設け、中小・小規模企業の革新的な設備投資やサービス・試作品の開発、生産・業務プロセスの改善等に支援を行っていますが、本制度も創設から9年が経過し、制度の存続が危惧されております。

一方、市におかれましては、予てより市内中小・小規模企業の設備及び施設の整備等に対する支援策として、島田市地域産業振興事業費補助金制度を設け、令和3年度当初予算に500万円が計上されております。

つきましては、コロナ禍で厳しい経営環境におかれている市内中小・小規模企業の設備投資意欲を喚起すると共に、経営基盤の強化を図るため、事業再構築の支援策として、令和4年度も令和3年度と同額以上の予算を確保して頂きたいと引き続き要望致します。

(回答)

本補助金は、人手不足の解消や働き方改革を進める中小企業者の皆様の経営基盤を支え、生産性の向上を図るために有効であると認識しております。商工団体及び中小企業者の皆様からの要望に応じ、これまでも予算や補助対象事業の見直しを実施してきております。

本市では、市内中小企業者及び起業・創業希望者の支援策として、様々な補助制度を用意しております。コロナ下の厳しい経済状況を踏まえ、令和3年度には、「島田市ビジネスニーズ参入支援事業補助金」を創設するとともに、増加する起業・創業希望者に対応するよう、「創業補助金」の予算の増額を実施したところです。

令和4年度の当初予算につきましては、本市の非常に厳しい財政状況を踏まえ、近年の補助金利用実績等に基づき、限られた予算で最大の効果が発現されるよう図ってまいります。

(要望項目)

(4) 島田市立総合医療センターの運営（医師及び医療従事者の安定的な確保と受付業務等の改善）について（継続）

市におかれましては、島田市立総合医療センターの開院に合わせ院内医療機器の充実のほか修学資金貸与・院内保育所の運営等、これまでの施策の継続による勤務環境づくりにより、医師及び医療従事者の確保に努めて頂いております。

しかしながら、地方における医師及び医療従事者の不足は恒常的で、同センターにおいても、利用者からは、外来診療で長く待たされた等の意見を伺っており、実感として医師及び医療従事者の不足を感じております。

また、サインボートはあるものの受付・受診・会計までの流れや場所がわかり難く、時間帯によっては、各診療科前の待合や精算場所等のスペースが混雑するという意見も伺っております。

今後、「地域医療に貢献する」という理念に基づき、令和4年夏のグランドオープンに向けて、利用者目線での改善が行われていくことと存じますが、信頼され、安心して受診できる医療センターとなるよう引き続き医師及び医療従事者の安定的な確保と受付業務等の改善について要望致します。

(回答)

医師及び医療従事者の確保につきましては、新病院開院に向け以前から実施している関連大学への訪問や、研修環境のさらなる充実など地道な努力を続けてきた結果、平成29年度に82人まで減少した医師数が、令和3年度100人を超える程度まで増加しています。(第2次島田市総合計画の前期計画、令和5年度までの医師数目標に到達しています。) 外来診療での待ち時間は、電子カルテへの入力作業や問診などを担う医療秘書事務を採用することで、医師の業務負担を軽減するなどの対策をしていますが、患者の病状により一人にかかる時間が延長することや救急患者の対応などもあり、待ち時間が長くなってしまふことがあります。今後も待ち時間短縮を図るとともに更なる医師及び医療従事者の確保に努めてまいります。

また、医師及び医療従事者の確保は、病院や行政だけで達成できることではなく、市民や地域の皆様の手も重要だと考えます。市民や地域の皆様が、医療現場の実情をどれだけ理解してくれているか、医療関係者を大事に思っているか、温かく迎え励ましの声を掛けてくれるかも大切なことだと考えます。市内には、例えば過酷な医療の現場の状況を知りましょうと声をあげ、新型コロナウイルスへの対応も含め医師や医療従事者へ感謝の気持ちを伝えようという取組をしてくださっている団体もあります。こうした皆様の取組や御支援、医療現場への理解が今後の医師確保に必要です。協働のまちづくりの理念のもと、ぜひ、皆様の御理解、御協力を今後ともよろしくお願い致します。

受付業務等の改善につきましては、利用者や職員から寄せられた意見を基に、トイレや各種受付場所の案内など、約30か所にサインを追加しました。

また、新しい施設に不慣れな患者さんを案内する職員を開院当初から配置しており、今後も来院者への分かりやすい施設案内を心掛けてまいります。

診察待合や計算窓口・会計待合の混雑解消については、限られたスペースを拡張することは難しいですが、外来の診察待合での待ち時間の混雑緩和策として、診察順番をスマートフォンで閲覧できるシステムを導入し、院内どこにいても順番待ちができるよう配慮しています。さらに、病棟内のフリーWi-Fi サービスについて、令和3年11月から外来診療フロア（1階・2階）にもサービスを拡大し外来の診察待合環境向上に努めています。

また、計算窓口・会計待合の混雑には、エントランスホールに椅子を配置して会計の待合スペースを新たに確保したり、計算窓口が混雑する時間帯に担当者を増員し対応したりするなどして、今後も待合混雑を緩和できるよう工夫してまいります。

(要望項目)

(5) 在宅医療・介護連携における支援体制の充実と周知について（継続）

市におかれましては、地域で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けられるよう、医療関係者と介護サービス事業者等の連携やそのあり方について検討し、必要な支援の充実に向けた取り組みを進めて頂いておりますが、家族の介護実態や経済的負担を他人に公言出来ず、仕事と介護の両立に不安を抱き、孤立してしまうといった事態に至るケースがあることも事実です。

具体的には、三菱UFJリサーチ&コンサルティングのモニター調査において、「仕事と介護の両立が不安」と回答した割合が男女共に70%を超え、介護離職をした後に正社員として再就職する率は、49.8%に留まっているという調査結果から、介護離職が経済的負担へと繋がる厳しい現実が伺えます。

つきましては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向け、更なる医療・介護連携による地域包括ケアシステムの推進と同システムの内容について、先ずどこに相談をすれば良いのか、その後どのような支援を受けることが出来るのか等、市民に対する分かりやすい周知と不安の解消により、在宅医療や介護を必要としている方へ有効且つ十分な支援が行き届くよう「相談しやすい総合相談支援」業務に努めて頂きたいと引き続き要望致します。

(回答)

本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たし、高齢者の複雑化する様々な課題に対応するため、中学校区ごとに6か所の地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）を設置しています。

地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、医療や介護、福祉などの様々な面から高齢者支援を行っております。

また、認知症、精神障害等の理由により判断能力が不十分な方の権利擁護に係る相談支援窓口として、成年後見支援センターを島田市社会福祉協議会内に設置しています。その他、認知症の高齢者とその家族や地域の方々が気軽に集い交流を深め、必要に応じてスタッフや専門職に相談のできる場として認知症カフェが7か所開設されています。

相談支援体制については、これまでホームページや広報紙、自治会などの場で周知に努めておりますが、令和2年度の『高齢者の暮らしと介護に関するアンケート』では、地域包括支援センターの役割を知っている一般高齢者の割合は25.0%に留まっています。相談支援体制は、高齢者人口の増加に伴います重要性が高まることから、引き続き、充実と周知に努めてまいります。御提案の介護離職につきましては、島田商工会議所会員の皆様にも御支援と御協力をいただきながら、施策について検討してまいりたいと考えます。

(要望項目)

(6) 市道大井川右岸1・2号線の拡幅について (継続)

市道大井川右岸1・2号線は、県道島田吉田線バイパスの供用やはばたき橋が開通した現在でも依然として大型車両等の通行量が多く、狭隘部分では安全なすれ違いが困難で危険な状態が続いております。

市におかれましては、初倉地区の道路交通網を考えた場合、本路線の安全性の確保は特に大型車両の通行量を減少させる交通分散が効果的であるとの考えから、令和4年度完成を目指して整備中の色尾大柳線や用地交渉を進めている谷口中河線などの整備が完了した時点で今一度整備の必要性について検討するとのことですが、初倉地域の産業道路として、日々多くの車両が通行する同路線の安全性の確保は喫緊の課題であり、早期の拡幅について引き続き要望致します。

(回答)

初倉地区の道路交通網において、東西交通ルートでは色尾大柳線、南北交通ルートでは谷口中河線が、重要性の高い道路と判断して整備を進めております。

色尾大柳線は、用地交渉に時間を要し、当初計画からは遅れているものの早期完成を目指しており、今後、順調に進めば、令和6年度に色尾大柳線と交わる大井川右岸2号、3号線との交差点改良を行います。その際、一部ではありますが、大井川右岸2号線が拡幅されず。谷口中河線につきましては、継続して進めておりますが、延長が長いこともあり、整備にはさらなる長い年月と膨大な費用がかかります。

このことから、市道大井川右岸1・2号線の安全性の確保は、特に大型車両の交通量を減少させる交通分散が効果的であると考えております。県道島田吉田線バイパスの供用や、はばたき橋の開通などにより、谷口橋を通行する交通量は減少しており、現在、整備を進めている色尾大柳線や用地交渉を行っている谷口中河線の完成により、さらに当該路線を利用する車両は分散され、交通量は減少していくものと考えております。

一方で、市道大井川右岸1・2号線の交通事情は理解しており、色尾大柳線や谷口中河線が整備された後の市道大井川右岸1・2号線の交通量の推移状況により、当該路線の拡幅の必要性について検討していきたいと考えております。

(要望項目)

(7) 市道谷口道線の拡幅(歩道の整備等)について(継続)

市道谷口道線は、国道1号線バイパス東光寺ICから市道阿知ヶ谷東光寺線を経由し、主要地方道島田岡部線との交差点から谷口橋北交差点までを結ぶ路線として欠くことの出来ない主要道路となっており、また、富士山静岡空港へのアクセス道路としても重要な役割を担っております。

しかしながら、同路線の幅員は大変狭く、車両同士の接触事故が度々発生していることに加え、路線バスの運行経路及び近隣には小学校・中学校・高等学校が立地しているにも拘らず、歩道も無く路側帯も狭隘であるため、歩行者及び自転車等の交通弱者の安全な通行が危惧されます。

市におかれましては、JR東海と踏切改良について協議を行い、令和3年度には主要地方道島田岡部線から道悦旭町線交差点までの道路設計が完了する予定であると伺っておりますので、早期に拡幅(歩道の整備等)が実現するよう引き続き要望致します。

(回答)

市道谷口道線につきましては、昨年度、設計の素案ができたことから、地元役員ならびに関係する地権者にお集まりいただき、意見交換会を開催しました。地権者から頂いた御意見を可能な限り反映し、設計を見直しております。

現在、引き続き関係する各地権者に変更内容の説明に伺っており、今後、地元説明会の開催を検討してまいります。

本事業につきましては、地権者の方々に御理解と御協力を得られるよう丁寧な説明を重ねたうえで、事業を進めていきたいと考えております。

(要望項目)

(8) 県道河原大井川港線の拡幅について (継続)

県道河原大井川港線の谷口橋以東(島田市細島地先)については、令和2年6月から8月にかけて毎月1回の頻度で大型車両による転落事故が発生したことから、同年9月、静岡県島田土木事務所へ車両転落事故発生に係る緊急対策要望を行った結果、同年12月に反射板の増設や注意喚起看板の設置等の応急処置が施されました。今後、抜本的な拡幅工事を令和3年度から着工する予定と伺っておりますが、極めて緊急性の高い課題であると考えますので、早期完成に向け、整備の促進を引き続き県へ働き掛けて頂きたいと強く要望致します。

また、同路線島田球場付近(島田市横井4丁目地先)についても、従来から大型車両等の通行量が非常に多く、更に大井川周辺の観光スポットへのアクセス道路として今後益々通行量の増加が予想されますが、現状の片側2.75mの道路構造のままでは、大型車両のすれ違い等を考えると道路機能としては不十分であり、交通の安全性が危惧されるため、同区間の早期拡幅につきましても引き続き県へ働き掛けて頂きたいと併せて要望致します。

(回答)

県道河原大井川港線の谷口橋以東の拡幅につきましては、管轄である静岡県島田土木事務所が、令和2年度から道路詳細設計を実施しております。河川堤防の拡幅となることから、河川管理者である国土交通省と協議を進めていると伺っております。今後については、協議が整い次第、本年度中に一部区間で工事を実施するとの回答がありました。

島田球場付近につきましては、現況2車線はあるものの、現在の交通量に見合う車線幅や路肩幅が確保されていないことから、今後、整備着手に向けた道路調査費を確保していくと聞いております。

市としましても、谷口橋以東につきましては早期完成に向けた整備の促進、島田球場付近につきましては事業の着手について県へ要望をしてまいります。

(要望項目)

(9) 新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた中小・小規模企業等の事業継続について（継続）

1. 影響長期化に伴う、倒産・廃業防止に向けた更なる政策対応

新型コロナウイルスの影響長期化に伴い、休業や営業自粛などの対応を継続せざるを得ない中小・小規模企業や地域経済の中核となる中堅企業においては、売上の蒸発・激減により収益が確保できないまま、人件費や賃料などの固定費負担が経営を大きく圧迫しており、新型コロナウイルスの収束が依然として見通せず、幅広い業種で事業継続及び雇用維持の危機的状況が続いております。

このような中、去る8月20日、本県でも2回目の緊急事態宣言が発令されたことを受け、休業や営業時間の短縮等を強いられた飲食業等においては、その影響は更に深刻化しているのが現状で、売上回復が見込めずに事業継続等を諦めてしまう事業者も出始めており、今後、コロナ倒産や廃業の急増が懸念されます。

市におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和2年3月以降、スピード感をもって、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業に取り組んで頂くと共に、必要に応じて事業の延長などの対応をとって頂きましたが、地域経済社会の基盤であり、雇用の受け皿である中小・小規模企業や中堅企業の事業継続及び雇用維持のため、コロナ禍における経済活動の流れをいち早く読み取り、即効力のある施策を展開して頂きたく引き続き要望致します。

2. 影響長期化を見据えた、感染拡大防止と経済社会活動の両立支援

依然として新型コロナウイルス収束の先行きが見通せない状況にありますが、今後、感染症流行前の経済社会活動に戻ることはありません。3密対策や「新しい生活様式」の徹底など、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立に配慮した取り組みへ段階的に移行していくこととなります。

このような中、感染拡大防止のため、ヒトやモノの移動に制約がある中で、テレワークやオンライン会議などデジタル技術の活用や新商品・新サービスの開発、eコマースの活用など、事業者は創意工夫を凝らし「新しい生活様式」に対応した事業活動を取り始めています。

市におかれましては、令和2年度より3密回避補助金やLINEクーポン事業、消費回復事業支援補助金等を実施して頂きましたが、今回の危機を多種多様な事業者へのデジタル技術の実装を促進させ、構造的な課題である人手不足の克服や生産性向上、働き方の変革を喚起する好機と捉え、「新しい生活様式」や新たな消費ニーズ等を踏まえた新しいビジネスモデルに挑戦する中小・小規模企業の取り組みを強力に後押しして頂きたく引き続き要望致します。

感染拡大防止を徹底する一方で、刻一刻と経営が悪化している中小・小規模企業や中堅企業の事業継続及び雇用維持を後押しし、地域の経済社会活動を維持・回復させていく中・長期的な対策を進めて頂きたく引き続き強く要望致します。

(回 答)

1. 影響長期化に伴う、倒産・廃業防止に向けた更なる政策対応

新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響が長期化し、これまで県内においても2度の緊急事態宣言が発出される等、市内中小・小規模企業者等を取り巻く経営環境は依然として厳しいことと認識しております。

こうした中、市内事業者の事業継続支援にあたっては、昨年度から通算して3回目となる「中小企業者等応援給付金」を実施し、支給要件を緩和するなど間口を広く設け、いち早く手元に届くよう迅速に対応してまいりました。

また、国や県の中小企業者向け支援制度が複雑化する中、市内事業者に各種支援制度の周知に加え、申請手続きをサポートする「申請相談説明会」を開催することにより、申請手続きの円滑化を支援しました。

今後も、社会情勢に応じたタイムリーな施策を展開することで、事業者の皆様の事業継続をバックアップしてまいります。

2. 影響長期化を見据えた、感染拡大防止と経済社会活動の両立支援

コロナ下における「新しい生活様式」に即した事業拡大やビジネスモデル獲得のため、業態転換あるいは新事業に挑戦する事業者は、コロナ下以前に比べて多く見られます。本市では一歩踏み出す事業者の皆様を後押しするという視点に立ち、新たな事業展開を支援する「島田市ビジネスニーズ参入支援事業補助金」を令和3年度から創設しました。本事業が経営基盤の強化や販路の拡大に寄与するものと考えております。

また、コロナ下以前から叫ばれているデジタル化の波が、今後のウィズコロナ・ポストコロナの時代に、より大きくなることは明らかです。本市の令和元年の「デジタル変革宣言」を根幹とした産業分野のデジタル化への道筋を、市内の名産品・特産品などを取り扱う EC サイトや製品・技術を紹介する産業ポータルサイトの運用により示してまいります。さらに短期的な消費喚起施策だけでなく、DXを意識した中長期的な施策とのハイブリッド化により、事業者の皆様の経営支援に繋がるような社会経済活動の活性化を目指し、持続可能な地域経済の確立に努めてまいります。

(要望項目)

(10) 事業継続力強化計画の認定事業所に対する優遇策の創設について (継続)

中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めると共に、円滑な事業承継を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」(中小企業強靱化法)が成立し、令和元年7月16日から施行されました。

同法による「事業継続力強化計画」は、中小企業が自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取り組みを計画するもので、経済産業大臣から計画の認定を受けた中小企業には、国の防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の審査上の加点等の優遇策が講じられています。

また、地方自治体においては、同法の基本方針に基づき認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブの付与等の取り組みを行うことが期待されております。

市におかれましては、令和2年2月10日開催の島田市防災会議で承認された島田市地域防災計画にて綿密な対策を講じられておりますが、近年の地震・突風・風水害等自然災害、新型コロナウイルス等の感染症を踏まえ、中小企業の事業継続力強化計画の認定推進による個々の対策も必要と考えます。

つきましては、中小企業の事業継続力強化計画の取り組みを推進するため、市独自の動機付けを図る優遇策(インセンティブの付与)を近隣市町に先駆けて創設して頂きますよう引き続き要望致します。

(回 答)

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨年7月に発生した熱海市での土石流災害など度重なる自然災害を踏まえ、事業継続力強化計画の策定をはじめとした危機管理への対策は中小企業・小規模企業者の喫緊の課題であると考えます。

本市では、専門家による事業者の実情にあった計画策定を支援するほか、必要に応じ事業者の皆様への広報やセミナーを開催するなど、事業者の危機管理対策に向けた取り組みを島田市産業支援センターにてバックアップしております。

優遇策に関しましては、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業に対して、国が金融支援、税制優遇、補助金の優先採択などの充実した支援メニューを用意しております。まずは、国の優遇策を積極的に御活用いただければと考えております。

本市としましては、今後新たな商工施策の検討に当たっては、事業者の危機管理対策に関する取組状況を要件とするなど考慮してまいります。

(要望項目)

(11) 中小・小規模企業を対象にした施策を一元化するシステムの構築について(新規)

市におかれましては、中小・小規模企業の支援に資する補助金や給付金等の施策を種々、実施して頂いております。

しかしながら、現場を抱えながら経営を行う中小・小規模企業にとっては、自社に適した施策を探す負担感や、実際の申請にあたっては紙面で行う手続きの煩雑さを指摘する声も聞かれます。

施策を公表する窓口を一元化し、電子申請を可能とする仕組みが実現すれば、人材が限られる中小・小規模企業にとって、時間や労力を極力省くことが可能となり、生産性の向上が期待出来ます。

つきましては、中小・小規模企業のデジタル・トランスフォーメーション推進支援の一環として、中小・小規模企業を対象にした施策の情報収集から個々の手続き・サービスが一貫してオンラインで完結するシステムを構築して頂きたく要望致します。

(回 答)

本市は令和元年11月に「島田市デジタル変革宣言」を行い、いち早く「市民サービス」「行政経営」「地域・産業」の3分野におけるDX化に取り組んでおります。

市民サービスの分野では島田市公式LINEアカウントの登録により、本市の様々な情報をプッシュ型で配信しております。また、これまで図面で案内していた道路・河川情報や都市計画図などは現在「島田市わが街ガイド」でパソコンやスマートフォンで閲覧が可能となっております。

電子申請に関しましても、市内公共施設の予約やLINEクーポン事業にてオンラインで受付を実施しており、今後もマイナンバーカードの普及により可能な手続きが増加するものと考えております。

一方で、対面による説明を必要とし、デジタル化の対応が難しい方もおられることから、対面式の丁寧な対応も並行して実施してまいります。